

登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 14 条、第 61 条第 1 項又は第 75 条第 3 項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	新日本輸送株式会社
登録教習機関の住所	埼玉県所沢市大字南永井 619 番地 16
代表者職氏名	代表取締役 名津井 潤
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	新日本技能講習センター 埼玉県入間郡三芳町大字上富字中西 1433 番地 3
行うことができる技能講習	玉掛け技能講習 【第 313 号】 小型移動式クレーン運転技能講習 【第 314 号】
登録更新年月日	令和 8 年 3 月 24 日
登録の有効期間の満了日	令和 13 年 3 月 23 日
登録番号	第 313 号・第 314 号

令和 8 年 3 月 16 日

埼玉労働局長